

住宅瑕疵担保責任保険・住宅瑕疵担保責任任意保険

まもりすまい保険

住宅事業者様用

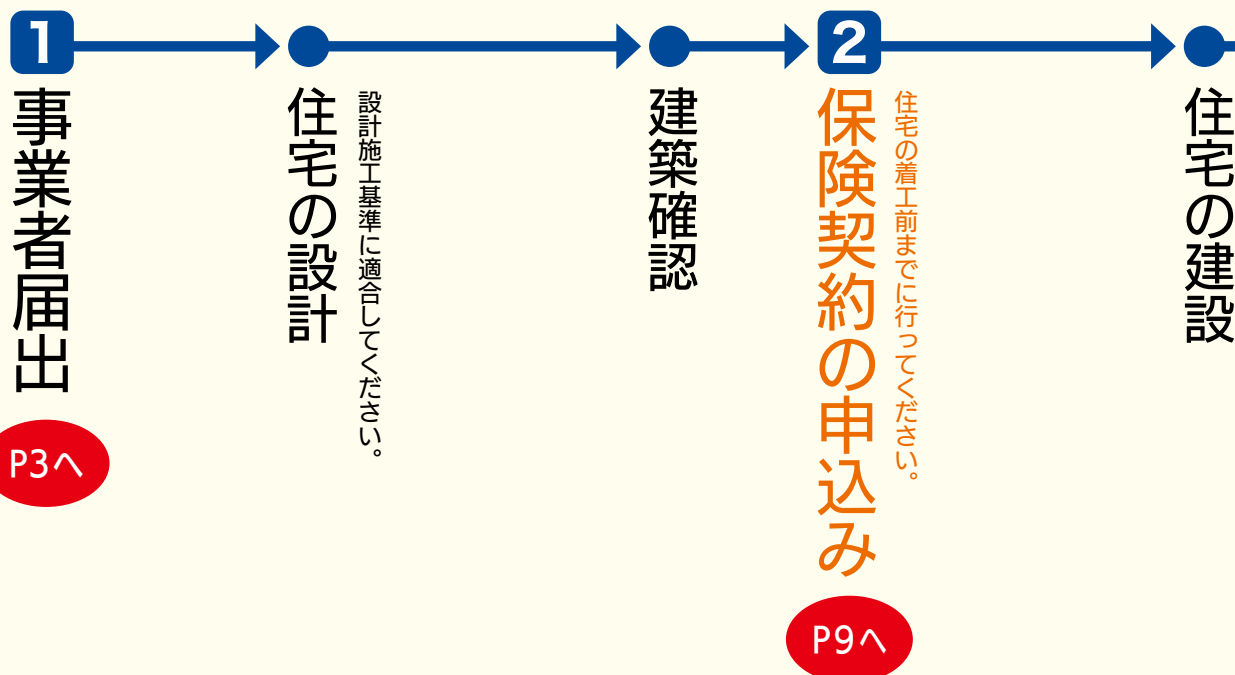
保険申込の手引き



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

住宅保証機構

ご利用までの流れ



●事業者届出が必要です。

まもりすまい保険を初めてご利用する事業者様は、保険制度の**ご利用に先立ち**、事業者様の基本的情報を提供していただきます。

※事業者届出の際に、住宅事業者向け重要事項説明書を必ずご一読ください。

事業者届出の単位

法人(個人の場合は事業者)単位

※本社が届出を行えば、支店・営業所でも本社同様に保険の申込みができます。

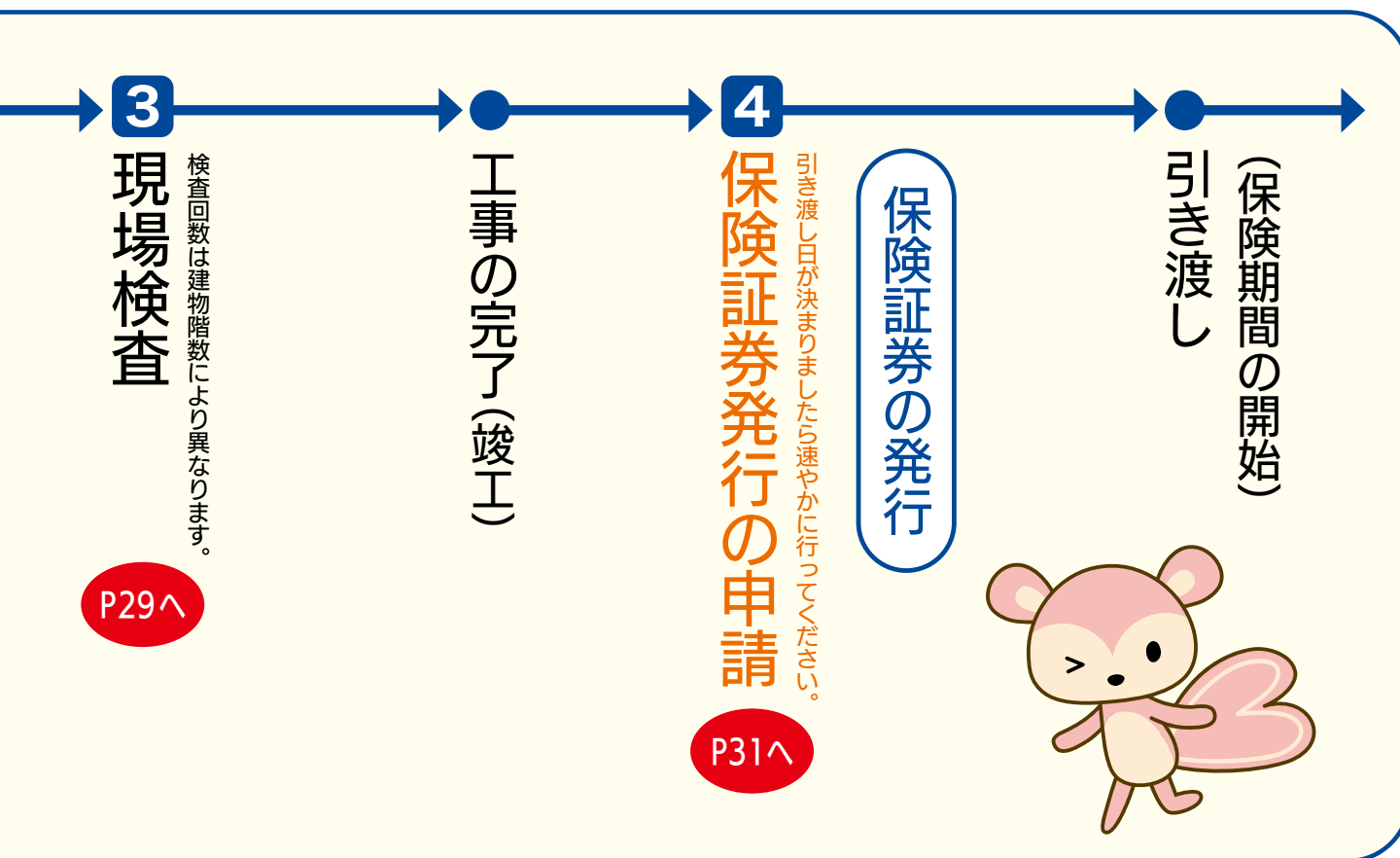
事業者届出料

9,900円(税込／10%)

※届出後の更新手続きは必要ありません。

ただし届出内容に変更があった場合は変更手続きが必要です。▶P7へ

また、最後に当社と保険契約を締結した日(保険契約の締結がない場合にあっては事業者届出日)から10年経過後に保険契約のお申込みをされる場合は、再度事業者届出必要となります。



●設計施工基準について。



まもりすまい保険においては、保険のご契約にあたり、申込みを行う住宅の設計・施工に関する技術的な基準を定めています。木造、RC造等の構造ごとに次の事項について基準を設定しています。詳しくは、「まもりすまい保険設計施工基準」をご確認ください。

- ① 地盤調査及び基礎等 ② 雨水の浸入を防止する部分

また、よくある質問は、ホームページにてご案内しております。

設計施工基準に適合しない可能性のある場合は、お早めに当社までご相談ください。

●住宅取得者様への保険契約内容の確認について。

住宅事業者の皆様は、請負契約又は売買契約を締結する際、住宅取得者様に対して「まもりすまい保険の概要」に「契約内容確認シート」を添えてお渡しください。「契約内容確認シート」には住宅取得者様が保険の概要を確認したことについて署名又は記名押印していただき、住宅事業者の皆様より**請負契約の場合は保険契約申込時に、売買契約の場合は保険証券発行時まで**にご提出ください。

1 事業者届出

1. 事業者届出の手続き

1 事業者届出の申請

事業者届出は、当社ホームページから申請を行ってください。

<https://trad-online.mamoris-net.jp/>

添付書類

(◎全事業者必須 ○該当する場合は提出 ▲適用を希望する場合は提出)

		提出書類	備考
①	◎	預金口座振替依頼書 ※1 ▶P4へ	
②	○	建設業許可証(写)	建設業許可を受けている場合は、有効期限内のものを必ずご提出ください。※2
③	○	宅地建物取引業免許証(写)	宅地建物取引業法による免許を受けている場合は、有効期限内のものを必ずご提出ください。※2
④	▲	支店等の届出を希望する場合の提出書類 ※1 ▶P5へ	事業者届出を受ける本社以外の支店・営業所等が、本社に代わり保険申込を希望する場合にご提出ください。
⑤	▲	初年度契約戸数割引を希望する場合の提出書類 ※1 ▶P6へ	割引要件を満たし、初年度契約戸数割引を希望する場合にご提出ください。

※1 当社指定の様式です。ホームページよりダウンロードいただくか、当社へご請求ください。

※2 国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による検索結果(画面コピー)の提出でも可とします。

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>

なお、保険契約の内容等を十分にご理解いただくため、事業者届出の手続をする前に「重要事項説明書」を必ずご一読ください。事業者届出申請の受付が完了すると、「事業者届出申請受理証」が発行されます。「事業者届出申請受理証」が発行されると、保険契約申込ができます。

オンラインサービスの登録について

新規で事業者届出を申請される場合、届出申請受理後、申請時にご登録いただいたアドレスにオンラインサービスのユーザー登録のご案内を送信いたします。

ご案内にある「まもりすまいオンラインサービス」のURLにアクセスいただき、パスワード設定を行うと、オンラインサービスから保険契約の申込ができます。保険契約内容等についてご不明な点は、当社へお尋ねください。



2 事業者届出料の引落

事業者届出料は、事業者届出時にご提出いただいた指定口座から引き落としします。

なお、事業者届出申請書を受付した翌月15日頃に請求書を送付し、その月の26日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に届出事業者の指定口座より引き落としします。

必要書類①

預金口座振替依頼書

必須!

「預金口座振替依頼書」の契約先控(1枚目)をご提出ください。

なお、ゆうちょ銀行(郵便局)・ネット銀行をご指定の場合は、契約先控(1枚目)に加え、金融機関提出用(2枚目)の原本を当社へご提出ください。

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 ㊞ ㊞
(契約先控)

私が支払うべき料金を預金口座振替によって、代金回収業者『みずほファクター株式会社』を通じて支払うことにしたいので、下記の預金口座振替規定を承諾のうえ依頼します。(自動払込みの場合を除く)

代金回収委託会社 みずほファクター株式会社 (旧 富士銀ファクター) 申込日 年 月 日

金融機関お届出印

預金者名 ○○建設株式会社 代表取締役○○○ 会社名とともに代表者名もご記入ください。

金融機関名 ○○○○ 銀行・信用金庫 協 金融機関コード ○○○○ 口座番号 (2桁) (5桁) (8桁) (数字のみで入力してください)

支店 店番号 1. 普通 (保付) 2. 当座

振替日 26日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

金融機関番号 記号 種目 番 (右詰めでご記入ください)

9 9 0 0 1

ゆうちょ銀行への振替印

払込先口座番号 00130-1-14403

払込先加入者名 みずほファクター株式会社

払込日 26日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

— 預金口座振替規定 —
(ゆうちょ銀行を除く)

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引当しの上で支払ってください。この場合、預金規定または当座規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻しのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替について十分に協議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

<ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。>

(不備返送先)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-2 みずほファクター株式会社
TEL 03-3286-2330 決済サービス部

金融機関使用欄
口座確認 振替 依頼書 受領印

1枚目の金融機関使用欄に必ず銀行の受領印を取り付けてください。(ゆうちょ銀行を除く)

月 日

住宅保証機構(株) 委託者コード 005462 顧客番号 記入しないでください。

※振替口座の名義人が別出・登録事業者名義と異なる場合は、必ず右の「振替口座」欄に捺印してください。
私と振替口座の名義人が別出・登録事業者名義と異なる場合は、必ず右の「振替口座」欄に捺印してください。

振替口座の名義人が届出事業者名と異なる場合のみご捺印ください。

都道府県名から記入してください。

電話番号も忘れずに記入してください。

TEL

必要書類④ 支店等届出を希望する場合の提出書類

支店等届出を希望する場合 は、必ずご提出ください。

支店等の届出について

事業者届出を受ける本社以外の支店・営業所等が、本社に代わり保険申込を希望する場合は、事前に「支店等届出」(無料)を行う必要があります。

「支店等届出申請書」等を当社へご提出ください。

支店等の届出を受けることにより、支店・営業所毎の保険契約申込及び保険証券発行、保険料等の支店・営業所毎の自動引落、事業者届出証の発行、各都道府県で開催される講習会等の情報提供 等ができます。

① 支店等届出申請書

[illegible]

② 預金口座振替依頼書

(支店等の届出を希望する支店等の口座から保険料等の引き落としを希望する場合)

必要書類⑤ 初年度契約戸数割引を希望する場合の提出書類

初年度契約戸数割引を希望する場合 は、必ずご提出ください。

初年度契約戸数割引とは

新規に届出頂く事業者様が以下の要件を満たしている場合に、契約予定戸数(※)を申告していただくことで保険料が割引になります。

割引率は ①100戸以上500戸未満 ②500戸以上 の2段階です。

なお、この割引は事業者届出日の年度の3月31日までの適用となります。

〈要件〉

- ・ 年間契約予定戸数が100戸(500戸)以上
- ・ 直近3期の建築(販売)戸数が3期連続して100戸(500戸)以上であること

※契約予定戸数とは

一戸建て住宅：1年以内に引渡しを行う予定の契約住宅戸数(まもりすまい保険)

共同住宅等：1年以内に契約申込を行う予定の住棟に存する保険申込住宅戸数(まもりすまい保険)

初年度契約戸数割引の提出書類


住宅保証機構株式会社
住宅瑕疵担保責任保険
住宅瑕疵担保責任任意保険

【まもりすまい保険】初年度割引に係る申告書

申請日： 2025 年 X 月 X 日

住宅保証機構株式会社 御中

今年度の住宅瑕疵担保責任保険及び住宅瑕疵担保責任任意保険の保険料割引に係わり、以下の通り、申告します。

商号・名称 (株) まもり建設

代表者氏名 すまい 太郎

1. 新規事業者届出を行う月から1年以内の保険契約予定戸数

一戸建て住宅 200 戸 (引渡予定の住宅戸数)	共同住宅等 200 戸 (契約申込予定の住棟に存する住宅戸数)
--	---

2. 直近3期の建築(販売)戸数

2022 年 一戸建て住宅 250 戸	共同住宅等 200 戸
2023 年 一戸建て住宅 300 戸	共同住宅等 150 戸
2024 年 一戸建て住宅 280 戸	共同住宅等 150 戸

3. 直近5年間で建築(販売)した住宅における事故

有 (別紙に記入)	無
-----------	---

<留意事項>

① 3期連続して100戸以上を建築(販売)されている場合、「住宅一覧表」(任意書式)を添付して下さい。

② 申告いただいた内容が事実と反することが判明した場合、個々の契約に適用される保険料率は変更となり、既契約分について差額保険料の清算を行うことがあります。

住宅保証機構 提出用欄	保険募集人 備考	氏名 No.	受付印

根拠番号：01-A-01-002 202504

①初年度契約戸数割引に係る申告書

②一戸建て・共同住宅一覧(任意書式)
(直近3期の建築(販売)戸数)を明記した資料をご提出ください。

3. 事業者届出内容の変更手続き

1 変更手続き

事業者届出を行った後に事業者届出内容に変更が生じた場合には、「事業者届出情報変更に必要な書類」を当社に提出してください。

特に以下の項目は保険契約に関わる重要な情報です。変更が生じた場合に必ず当社に必要な書類を提出してください。

※メール(ohwmadoguchi@mamoris.jp)、Fax(03-5733-5380)でご提出ください。

- 事業者様の住所、氏名、商号、役職名、代表者名
- 中小企業者コースの該当又は非該当
- 保険料等の引落口座に関する事項
- 建設業許可又は宅地建物取引業免許の有無、種類の変更

(◎全事業者必須 ○該当する場合は提出)

		提出書類	備考
①	◎	「事業者届出申請書」	
②	○	預金口座振替依頼書	口座の変更、口座名義の変更等があった場合
③	○	建設業許可証(写) ※	建設業許可について変更する場合 ・ 許可を新たに取得した場合 ・ 種類の変更(例:知事許可から大臣許可に変更等)
④	○	宅地建物取引業免許証(写) ※	宅地建物取引業免許について変更する場合 ・ 許可を新たに取得した場合 ・ 種類の変更

※ 国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による検索結果(画面コピー)の提出でも可とします。

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>

4. 事業者届出の取止め等

倒産、廃業等で業務を停止した場合は、「事業者届出取止申請書」に必要事項（事業者届出を取止める理由など）を記入のうえ、当社へ提出してください。

なお、次のいずれかに該当する場合には、その事由が発生した時から届出の効力を失います。

- ①住宅に係る建設工事の請負人である場合は、建設業法第29条第1項（第1号を除く）各号のいずれかの要件に該当して許可を取り消された場合
- ②住宅の販売者である場合は、宅地建物取引業の免許を有しなくなった場合
- ③廃業又は破産した場合
- ④個人事業主が死亡した場合

※最後に当社と保険契約を締結した日（保険契約の締結がない場合にあつては事業者届出日）から10年経過後に保険契約のお申込みをされる場合は、再度事業者届出が必要となります。

2 保険契約の申込み

1. 保険契約申込前

設計について

「設計施工基準」に適合するように設計してください。

また、保険申込を行う住宅は、設計に先立ち敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行った上で、地盤調査を行ってください。ただし、2階建て以下の木造一戸建住宅の場合は、「現地調査チェックシート」を用いて現地調査を行い、これにより地盤調査が不要と判断できた場合は、この限りではありません。

請負契約・売買契約

「まもりすまい保険」をご利用される場合は、当社作成の「請負契約・売買契約にかかる追加特約条項^{*}」及び「住宅取得者様用 まもりすまい保険の概要^{*}」をご利用いただくことにより、建設業法・宅地建物取引業法に定められた瑕疵担保責任の履行に関して講ずべき措置の説明としていただくことができます。

なお、当社作成の「請負契約・売買契約にかかる追加特約条項」を使用しなくても、届出事業者様が作成されている書式等にこれらの内容を盛り込むことでも差し支えありません。

注)「追加特約条項」

住宅瑕疵担保責任保険又は住宅瑕疵担保責任任意保険の利用にあたって必要と思われる特約条項について、当社が参考として作成した書面です。

注)「住宅取得者様用まもりすまい保険の概要」

まもりすまい保険の基本的なしくみ、保険金のお支払い、保険期間、保険金額など住宅取得者様に特に確認いただきたい事を記載したパンフレットです。

住宅取得者様への対応

①契約内容確認シートについて

「契約内容確認シート」は、まもりすまい保険の保険契約内容のうち、住宅取得者様に知っていただきたい内容について、ご確認をいただく書類となります。

「住宅取得者用 まもりすまい保険の概要」にて住宅取得者様に内容の説明を行った後、「契約内容確認シート」に住宅取得者様及び届出事業者様の署名又は記名押印し、ご提出ください。

※保険契約者以外事業者（販売代理店等）がまもりすまい保険の概要を説明し、契約内容確認シートに署名又は記名捺印を行う場合は、保険契約者との関係を追記してください。（例：（株）〇〇ホーム 販売代理店（株）△△不動産 すまい太郎）

※住宅取得者様が連名の場合は、いずれかお一人の署名又は記名押印があれば結構です。

②個人情報の取り扱いについて

当社は、まもりすまい保険の利用に際して、届出事業者の皆様からご提出いただいた申込書類等を通じて住宅取得者様の氏名・住所等の個人情報を取り扱っております。

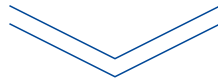
届出事業者の皆様は、住宅取得者様より当社と保険契約を締結するために必要な個人情報の取扱いについて問合せがあった際は、当社が定める書式「個人情報の取扱いについて^{*}」をご活用ください。

※当社のホームページ <https://www.mamoris.jp> からダウンロードできます。

2. 保険契約の申込手続き

1 申込書類の提出

保険契約申込に必要な書類一式を保険申込窓口（現場検査実施機関）へ提出してください。

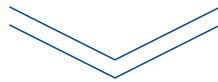


2 申込受理後のながれ

①「保険契約申込受理証」の送付

保険契約の申込が受理されますと、「保険契約申込受理証」が送付されますので、申込内容をご確認ください。

「保険契約申込受理証」の記載内容が保険契約申込書に記入した内容と異なる場合は、「保険契約申込受理証」に記載されている保険申込受付機関へお問い合わせください。



②保険料等の請求

当社が毎月1日から末日までに保険申込を受理した住宅について、翌月15日頃に「請求書」を送付し、同月26日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に届出事業者様の指定口座より保険料等を引き落としします。

オンラインサービスの登録のない方は是非、ご登録ください。

まもりすまい保険の保険契約申込み、保険を利用した住宅の一元管理がオンラインでできます。



ご利用申込の手続き

✓ STEP.1

ホームページにアクセス

当社のホームページより利用申込書をダウンロードします。

まもりす 検索
https://www.mamoris.jp

帳票ダウンロード

※商品に「新築保険」を選択して検索。

✓ STEP.2

利用申込書の記入・送付

まもりすまいオンラインサービス取引規約※をご確認の上、利用申込書※を記入し当社に電子メール又は郵送で送付してください。

✓ STEP.3

オンラインサービスのユーザー登録が完了したら、当社より、登録通知書、管理者ユーザーID、パスワードを送付いたします。

※利用申込からユーザー登録完了まで、約一週間お時間を頂戴しています。

✓ STEP.4

ログイン

まもりすまいオンラインサービスがご利用できます。



3. 保険契約申込みに必要な書類

(◎必須 ○該当する場合は提出)

		提出書類	備考
①	◎	保険契約申込書 ▶P13へ ▶P15へ	保険契約者が複数事業者の場合には、「保険契約申込書別紙(連名契約・複数事業者契約用)」をご提出ください。
②	○	確認済証・確認申請書の写し ●一戸建住宅の場合 確認申請書の写し(第一面、第二面、第三面) ●共同住宅の場合 確認済証の写し及び確認申請書写し(全面) ▶P17へ	建築確認を必要としない地域の場合、「建築工事届(写)第一面」を提出、又は、「保険契約申込書」の備考欄に、設計者、工事監理者、工事施工者の会社名、氏名、電話番号をご記入ください。
③	○	請負契約書の写し	分譲住宅の場合は、保険証券発行申請時に売買契約書(写)をご提出ください。
④	○	契約内容確認シート ▶P19へ	請負契約の場合、申込時にご提出ください。
⑤	◎	設計図書等一式(木造住宅の場合)	
		①付近見取図 ②配置図 ③平面図 ④立面図 ⑤基礎の状況に関する資料 ⑥2階の状況に関する資料 ⑦防水措置の状況に関する資料 ⑧地盤調査報告書等 ※ ⑨面積表(共同住宅等〈区分所有〉の場合) ▶P20へ ▶P22へ ▶P23へ	設計図書一式の詳細は、次ページの表をご確認ください。
⑥	○	建設住宅性能評価引受書の写し	建設住宅性能評価を受ける場合は、ご提出ください。
⑦	○	設計施工基準第3条の確認書の写し ▶P26へ	設計施工基準により難しい工法・仕様等の場合は、当社から設計施工基準の適用除外の手続き(設計施工基準第3条確認)を受け、保険申込みをする際に「確認書」の写しをご提出ください。

〈保険申込時に必要な設計図書一式(構造別)〉

(◎必須 ○該当する場合は提出)

設計図書等一式		木造住宅	木造住宅以外
①	付近見取図	◎	◎
②	配置図	◎	◎
③	平面図(各階)	◎	◎
④	立面図	◎	◎
⑤	基礎の状況に関する資料 ※1 注) 一戸建住宅の場合は、構造に関わらず 基礎の状況に関する資料をご提出ください。	◎	—
⑥	2階の状況に関する資料 ※1 ※2 (3階建の場合は3階の状況に関する資料も含む)	◎	—
⑦	防水措置の状況に関する資料 ※1	◎	◎
⑧	地盤調査報告書等 ※3	◎	◎
⑨	面積表(共同住宅等〈区分所有〉の場合)	○	○
⑩	構造図	—	◎

※1 木造住宅の場合、⑤、⑥又は⑦の資料において不足する内容を「防水・基礎仕様説明シート(木造住宅用)」により補足することができます。(→P.25参照)

また、建築確認申請に際して、床伏図に代えて仕様表等に必要事項を記載している場合には、当該仕様表の提出に代えることができます。(→P.22参照)

※2 建築基準法第68条の10に基づく「型式適合認定書」(写)を添付する場合は、上記⑥の添付は不要です。

※3 地盤調査報告書は、次の資料を必ずご提出ください。(二階建て以下の一戸建木造住宅において地盤調査が不要と判断した場合は、地盤調査報告書に代えて「現地調査チェックシート」のご提出とすることができます。)

- ・ 計測点配置図
- ・ 地盤調査データ
- ・ 考察※4(木造住宅の場合、「基礎設計のためのチェックシート」も可)

※4 地盤調査報告書に「考察」として具体的な記載がない場合でも、次の表記がある場合は「考察」として取り扱います。

- ・ 地盤調査結果の考察として明確な補強工法の記載はないが、基礎伏図等に「杭の配置図、杭径、長さ、本数及び長期許容支持力」の記入があり、小口径鋼管杭、柱状改良杭(深層混合処理工法)、大臣認定等を取得した杭工法を採用する旨を確認できる場合。
- ・ 地盤調査結果の考察として明確な補強工法の記載はないが、平面図(基礎伏図)等に採用した「工法の仕様、補強の範囲、深さ及び長期許容支持力」の記入があり、表層改良(浅層混合処理)、大臣認定等を取得した地盤補強工法を採用する旨を確認できる場合。
- ・ 〈RC造・S造で建築確認が必要な住宅〉
基礎底盤の位置や支持層の深さ(直接基礎の場合や杭基礎における杭の長さ)が構造図(基礎伏図等)に記載がある場合。
構造図(特記仕様書、杭工事等)において、標準貫入試験(ボーリング調査)の柱状図に「基礎底盤の位置及び支持層の深さ」の記載がある場合。

必要書類①

保険契約申込書（一戸建住宅）

必須！

まもりすまい保険
保険契約申込書（一戸建住宅） 一般

住宅保証機構株式会社 御中

住宅瑕疵担保責任保険を以下により申込みます。保険契約締結後に「保険契約申込事項変更届」、「保険証券発行申請書」により、申込内容の変更等を行った場合は、その内容に基づき保険契約を締結します。なお、本申込にあたり、重要事項説明書を受領し、確認しました。また、個人情報取り扱いに関する説明事項に同意しました。

住宅保証機構株式会社

住宅瑕疵担保責任保険
住宅瑕疵担保責任任意保険

申込受付番号

申込日 120 XX 年 XX 月 XX 日 現場検査実施機関 〇〇〇〇センター

団体利用 3 ☐ 有 団体名 () ☐ 団体証明書添付

氏名または商号 株式会社まもり建設 代表取締役 すまい太郎

代表者名

事業者届出番号 1000XXXX -

住宅供給区分

☒ 建設業者（請負契約）
☐ 宅建業者（売買契約）
☐ 建設業者／許可なし（請負契約）

請負人又は売主が複数事業者の場合
☐ JVまたは共同分譲 ☐ 分譲発注 ☐ JV含む分譲発注

住所表示または現場所在地（地名・地番）〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇〇

フリガナ ホケン タロウ ホケン ハナコ

住宅取得者（予定） 8 保険 太郎 保険 花子 ☐ 住宅取得者は宅建業者である

POINT 保険種類 9 ☒ 住宅瑕疵担保責任保険（1号） ※建設業者（請負契約）又は宅建業者（売買契約）で、住宅取得者が宅建業者でない場合
☐ 住宅瑕疵担保責任任意保険（2号） ※上記以外の場合

保険料 受理証記載の金額（一括払、口座振替） 保険期間 引渡日から10年間

10 床面積 120.00 m² 階数 地上 2 階・地下 0 階 住宅種類 ☒ 専用 ☐ 併用

11 保険限度額 ☒ 基本2000万円 ☐ 特別 (万円) 利用者関係 ☒ 注文 ☐ 分譲 ☐ 賃貸

建築確認 ☒ 要 12 建設住宅性能評価 ☐ 有 (☐ 併用申込 ☐ 別機関申込 ☐ 評価書取得済等)

13 住宅保証機構の住宅完成保証制度 ☐ 有 14 団地申込 ☐ 有 () 戸20販売特約の付帯 ☒ 有

15 設計施工基準第3条確認 ☐ 有 整理番号 () 地盤補強工事 ☐ 有

工法（構造） ☒ 木造軸組 ☐ 2×4 ☐ 木質プレハブ ☐ 鉄骨プレハブ ☐ コンクリートプレハブ ☐ 鉄骨
☐ RC ☐ スチールハウス ☐ ログハウス ☐ 補強CB ☐ その他 () ☐ SRC

工事完了予定日 (現場検査希望日) ①基礎配筋完了 20 XX 年 XX 月 XX 日 ②中間階床配筋完了 20 年 月 日 ③中間階床躯体完了 20 年 月 日
④屋根版配筋完了 20 年 月 日 ⑤屋根（防水）工事完了 20 XX 年 XX 月 XX 日

16 洪水イノベーション検査 ☐ 希望する (現場検査希望日 20 年 月 日)

17 現場検査立会者 会社名 株式会社まもり建設 氏名 すまい 次郎 緊急連絡先 000-000-0000 18
FAX 000-000-0000

住所 〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町XX 緊急連絡先 000-000-0000 18
FAX 000-000-0000

19 添付書類 ☒ 保険契約内容確認シート ☒ 請負契約書(写) ☒ 確認申請書(写) ☒ 設計図書等一式
☐ 建設住宅性能評価引受書(写) ☒ 地盤調査報告書等 ☐ 設計施工基準第3条確認書

※添付書類の確認をお願いします。

特定取次店名 事務機関名

保険募集人 氏名 No. 保険募集人 氏名 No.

住宅完成保証制度番号 () 特定取次店 事務機関 住宅保証機構
☐ 既存工住宅 ☐ 再開発事業

202504

帳票番号：01-A-02-001

※特定団体加入事業者様で、特定住宅としてお申込の場合は、別の申込書式になります。

*印の保険限度額を訂正する場合は、保険契約申込者の訂正印が必要です。

*印以外の項目を訂正する場合には二重線を引いて訂正してください。

2025年4月1日現在

記入上の注意事項

- 1 申込書を提出する日をご記入ください。
 - 2 現場検査を依頼する機関をご記入ください。
 - 3 住宅保証機構が認定した団体Ⅰ・Ⅱの住宅としてお申込みの場合に✓をつけ、加入団体名をご記入ください。
特定団体加入業者様が、特定住宅としてお申込の場合は別の申込書式によりお申込ください。
 - 4 保険契約申込者の氏名又は商号(会社名)及び代表者名をご記入ください。
 - 5 事業者届出証の事業者届出番号をご記入ください。
後ろの3マスは支店届出をされている事業者のみご記入ください。
 - 6 建設業者(請負契約):保険契約申込者が建設業許可があり、請負契約による住宅の場合に✓をつけてください。
宅建業者(売買契約):保険契約申込者が宅建業免許があり、売買契約による住宅(分譲住宅)の場合に✓をつけてください。
建設業者/許可無し(請負契約):保険契約申込者が建設業許可がなく、請負契約による住宅の場合に✓をつけてください。
 - 7 保険契約申込者が複数の事業者の場合該当するものひとつに✓をつけてください。
また、保険契約申込書別紙により、保険契約申込者となる全ての事業者の名簿をご提出ください。
 - 8 住宅取得者が複数の場合は、全ての住宅取得者名をご記入ください。
(売買又は請負契約書に記載されている方全てとなります。)
- POINT**
- 9 1号:建設業者(請負契約)又は宅建業者(売買契約)で、住宅取得者が宅建業者以外の場合に✓をつけてください。
2号:建設業者/許可無し(請負契約)、宅建業者/免許無し(売買契約)又は、住宅取得者が宅建業者の場合に✓をつけてください。
 - 10 全体の床面積をご記入ください。店舗(事務所)併用住宅やビルトイン車庫等有る住宅の場合、全ての部分が保険の対象となります。
※別棟の車庫等については、対象になりません。
 - 11 基本契約の場合、2,000万円に✓をつけてください。その他、特別契約をご希望の方は、()内に、3,000万円、4,000万円、5,000万円のいずれかをご記入ください。
 - 12 建設住宅性能評価の申込を行う機関に、まもりすまい保険も併せて申込みを行う場合は「併用申込」、それぞれ別の機関に申し込む場合「別機関申込」に✓をつけてください。
 - 13 住宅保証機構の「完成保証」を利用する際は、「有」に✓をつけてください。
 - 14 団地申込とは、同日にまとめて5棟以上現場検査を行うことができる物件です。団地割引が適用されます。
※詳細については、保険申込窓口にお問合せください。
 - 15 設計施工基準に適合しない部分について3条確認手続きを行っている場合は、「有」に✓をつけて「設計施工基準第3条確認書」に記載の住宅保証機構確認番号又は整理番号を記入してください。
 - 16 防水オプション検査(有料)をご希望の場合に✓をつけてください。(3階建て以下の住宅に限ります。)
 - 17 現場検査時に立会うことができる方をご記入ください。
※工事監理者が立会えない場合は、施工状況を十分に把握している方が立会ってください。建築士等の資格の有無は問いません。
 - 18 緊急連絡先(現場検査立会者、申込担当者)は、日中連絡のつきやすい電話番号(携帯電話等)をご記入ください。
 - 19 保険契約申込に必要な添付書類に✓をつけてください。
 - 20 転売等に関する特約条項の付帯をご希望の場合に✓をつけてください。(無料)
※内容の詳細につきましては「重要事項説明書・住宅事業者向け(転売特約追補版)」にてご確認ください。

必要書類①

保険契約申込書(共同住宅)

必須!

まもりすまい保険 保険契約申込書（共同住宅等）

一般

住宅保証機構株式会社
住宅瑕疵担保責任保険
住宅瑕疵担保責任任意保険

住宅保証機構株式会社 都中

住宅瑕疵担保責任保険を以下により申込みます。保険契約締結までに「保険契約申込事項変更」、「保険証券発行申請書」により、申込内容の変更を行った場合は、その内容に基づき保険契約を締結します。なお、本申込にあたり、重要事項説明書を受領し、確認しました。また、個人情報の取り扱いに関する説明事項に同意しました。

申込受付番号

申込日

20 XX 年 XX 月 XX 日

現場検査実施機関 〇〇〇〇センター

団体利用

☐ 有 団体名 ()

☐ 団体証明書添付

保険契約申込者
(被保険者)

氏名または
商号

株式会社まもり建設
代表取締役 すまい太郎

代表者名

事業者届出番号

1000XXXX

住宅供給区分

☐ 建設業者(請負契約)
☒ 宅建業者(売買契約)
☐ 建設業者/許可なし(請負契約)
請負人又は売主が複数事業者の場合
☐ JVまたは
共同出資 ☐ 分離出資 ☐ JV含む
分離出資

現場
情報

住居表示または
現場所在地
(地名・地番)

〒 000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

住棟
名称

〇〇マンション

住宅取得者

〇〇〇

☐ 住宅取得者は宅建業者である

保険種類

☒ 住宅瑕疵担保責任保険（1号）※建設業者（請負契約）又は宅建業者（売買契約）で、住宅取得者が宅建業者でない場合
☐ 住宅瑕疵担保責任任意保険（2号） ※上記以外の場合

保険料

受取証記載の金額

9 保険

区分所有と有る場合

区分所有と有る場合

11 階数

地上 5 階(地下 階)

耐火建築物 ☒ 該当 ☐ 非該当

10 耐火建築物

14 保険限度額

1住戸あたり2000万円

住宅全体の
延床面積※1

2,600.00 m²

12 住宅部分の一部にのみ保険を付保する場合に記入
※全住戸に付保する場合の保険申込住戸数は2に之ります

15 住宅全体の専有面積
※3

1,950.00 m² (G)

住宅部分全体の
専有面積

① (A) 1,600.00 m²

12 保険申込住戸数

15 住宅部分全体の専有面積
※3

1,950.00 m² (G)

総住戸数
(1棟あたり)

② (B) 17 戸

12 保険申込住戸数

15 住宅部分全体の専有面積
※3

1,950.00 m² (G)

平均専有面積

③ (C) 94.12 m²

12 保険申込住戸数

15 住宅部分全体の専有面積
※3

1,950.00 m² (G)

付記

※1 住宅全体の延床面積は、共有部分（共用廊下・共用階段・エレベーター・管理事務所等）の床面積を含みます。
※2 保険料計算の基礎となる専有面積は、非共用部分の面積は、1.00となります。
※3 全戸に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※4 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※5 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※6 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※7 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※8 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※9 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※10 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※11 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※12 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※13 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※14 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※15 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※16 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※17 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※18 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※19 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※20 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※21 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※22 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。
※23 住宅の一部に付保し、非共用部分の面積は、1.00となります。

建築確認

☒ 要

建設住宅性能評価

☒ 有 (☒ 併用申込 ☐ 別機関申込 ☐ 評価書取得済)

販売特約の付帯

☐ 有

設計施18準第3条確認

※特定団体加入事業者様で、特定住宅としてお申込の場合は、別の申込書式になります。

申込書の記入事項を訂正する場合は二重線を引いて訂正してください。

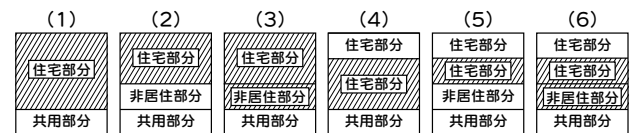
2025年4月1日現在

記入上の注意事項

- 1 申込書を提出する日をご記入ください。
 - 2 現場検査を依頼する機関をご記入ください。
 - 3 保険契約申込者の氏名又は商号（会社名）及び代表者名をご記入ください。
 - 4 事業者届出証の事業者届出番号をご記入ください。
後ろの3マスは、支店届出をされている事業者のみご記入ください。
 - 5 建設業者（請負契約）：保険契約申込者が建設業許可があり、請負契約による住宅の場合に ☒ をつけてください。
宅建業者（売買契約）：保険契約申込者が宅建業免許があり、売買契約による住宅（分譲住宅）の場合に ☒ をつけてください。
建設業者/許可無し（請負契約）：保険契約申込者が建設業許可がなく、請負契約による住宅の場合に ☒ をつけてください。
 - 6 保険契約申込者が複数の事業者の場合該当するものひとつに ☒ をつけてください。
また、保険契約申込書別紙により、保険契約申込者となる全ての事業者の名簿をご提出ください。
 - 7 住宅取得者が決まっている場合のみご記入ください。
住宅取得者が複数の場合は、全ての住宅取得者名をご記入ください。
(売買又は請負契約書に記載されている方全てとなります。)
- POINT** 8 1号：建設業者（請負契約）又は宅建業者（売買契約）で、住宅取得者が宅建業者以外の場合に ☒ をつけてください。
2号：建設業者/許可無し（請負契約）、販売業者/免許なし（売買契約）又は、住宅取得者が宅建業者の場合に ☒ をつけてください。
- 9 保険期間が異なりますので、必ずどちらかに ☒ をつけてください。
 - 10 建築基準法第2条に規定される耐火建築物に該当・非該当、どちらかに ☒ を付けてください。準耐火建築物は非該当となります。
 - 11 住棟全体の延床面積は、共用部分（共用廊下・共用階段・集会室・管理事務室等）の床面積を含んだ値をご記入ください。
住宅部分全体の専有面積(A)は、共用部分の床面積を除いた、住棟内の住宅部分の専有面積の合計をご記入ください。
平均専有面積(C)＝住宅部分全体の専有面積(A)÷総住宅戸数(B)
例) 1,600.00㎡÷17戸＝94.117...→94.12㎡ (小数点第3位を四捨五入)
 - 12 住宅部分全部ではなく、住宅部分の一部にのみ保険を付保する場合にご記入ください。
 - 13 保険付保割合(D)の算出方法 (※値は小数点第3位以下を切上げ)
(1) 全住宅部分に付保し、非居住用部分がない場合：1.00
(2) 全住宅部分に付保し、非居住用部分があるが保険を付保しない場合：
住宅部分全体の専有面積(A)÷住棟全体の専有面積(G)
(3) 全住宅部分に付保し、非居住用部分も保険を付保する場合：1.00
(4) 住宅の一部に付保し、非居住用部分がない場合：
保険を付保する住宅部分の専有面積(F)÷住宅部分全体の専有面積(A)
(5) 住宅の一部に付保し、非居住用部分があるが保険を付保しない場合：
保険を付保する住宅部分の専有面積(F)÷住棟全体の専有面積(G)

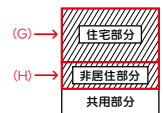
(6) 住宅の一部に付保し、非居住用部分があり、保険を付保する場合：
(保険を付保する住宅部分の専有面積(F)＋保険を付保する非居住用部分の専有面積(H))÷住棟全体の専有面積(G)

■：保険を付保する部分



※非居住用部分とは、住棟内の商業施設等をいいます。

- 14 住棟内の非居住用部分の有無に ☒ を付けてください。また非居住用部分に保険付保をご希望される場合は、16に必要な数値をご記入ください。(非居住用部分への保険付保は任意です。)
- 15 非居住用部分がある場合、保険付保の有無にかかわらずご記入ください。
住棟全体の専有面積(G)＝住宅部分全体の専有面積(A)＋非居住用部分の専有面積
例) 1,600.00㎡＋350.00㎡＝1,950.00㎡
※16は、非居住用部分に保険付保を希望される方のみご記入ください。
- 16 保険を付保する非居住用部分の専有面積(H)をご記入ください。
●上記(H)の専有面積の割合(I) (小数点以下を切上げ)
＝保険を付保する非居住用部分の専有面積(H)÷住棟全体の専有面積(G)
例) 350.00㎡÷1,950.00㎡＝17.94...→18%
●換算住宅戸数(J) (小数点以下を切上げ)
＝保険を付保する非居住用部分の専有面積(H)÷平均専有面積(C)
例) 350.00㎡÷94.12㎡＝3.71...→4戸
●保険申込住宅戸数(K)＝
住戸数(B又はE)＋換算住宅戸数(J)
例) 17戸＋4戸＝21戸



- 17 転売等に関する特約条項の付帯をご希望の場合に ☒ を付けてください。(無料)
※内容の詳細につきましては「重要事項説明書・住宅事業者向け（転売特約追補版）」にてご確認ください。
- 18 設計施工基準に適合しない部分について3条確認手続きを行っている場合は、「有」に ☒ をつけて「設計施工基準第3条確認書」に記載の住宅保証機構確認番号又は整理番号を記載してください。
- 19 地盤補強工事、地盤改良工事又は杭工事がある場合、有に ☒ を付けてください。
- 20 現場検査時に立会うことができる方をご記入ください。
※工事監理者が立会えない場合は、施工状況を十分に把握している方が立会ってください。建築士等の資格の有無は問いません。
- 21 緊急連絡先（現場検査立会者、申込担当者）は、日中連絡のつきやすい電話番号（携帯電話等）をご記入ください。
- 22 保険契約申込に必要な添付書類に ☒ をつけてください。
- 23 保険申込住宅一部住戸を、別の事業者が先行して保険申込をしている場合に ☒ をつけ、受付番号をご記入ください。現場検査や提出書類を合理化できます。

POINT

確認済証・確認申請書の写し

①一戸建住宅の場合

確認申請書の写し(第一面、第二面、第三面)※

②共同住宅等の場合

確認済証の写し及び確認申請書写し(全面)※

③建築確認を必要としない地域の場合

建築工事届の写し(第一面)をご提出いただくか、保険契約申込書の備考欄に、設計者、工事監理者、工事
施工者の会社名、名前、電話番号をご記入ください。

※確認検査機関に申請済の書類(原則、確認検査機関等の押印のあるもの)をご提出ください。

(第二号様式に準ずる)

確認申請書（建築物）
（第一面）

建築基準法第6条1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、申請に当たっては、株式会社〇〇確認検査センターの確認検査業務約款を遵守します。
また確認検査業務手数料規程によることを承諾します。

指定確認検査機関
㈱〇〇確認検査センター
代表取締役

様

年　月　日

申請者氏名

〇〇　〇〇

設計者氏名

□□　□□

*手数料　　㈱〇〇確認検査センター確認検査業務手数料規程参照
 (手数料請求先等)

*受付欄	*消防関係同意欄	*決裁欄	*確認番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

(注意)
① 数字は算用数字を用いて下さい。
② *印のある欄は記入しないで下さい。

法第6条第1項
の分　類

1

2

3

4

検査機関

第一面

(第二面)

建築主等の概要

[1.建築主]

【イ.氏名のフリガナ】　○○○　○○○○

【ロ.氏名】　　　　　　○○　　○○

【ハ.郵便番号】　　　〒111-1111

【ニ.住所】　　　　　　〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇

【ホ.電話番号】　　　1111-1111

[2.代理人

【イ.資格】　　　　　　(1級) 建築士　　　(大臣) 登録第 1111 号

【ロ.氏名】　　　　　　□ □ □ □ □

【ハ.建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (□ □ 県) 知事登録第 1111 号

【ニ.郵便番号】　　　〒111-2222

【ホ.所在地】　　　△ △ 市 △ △ 区 △ △ 町 △ - △

【ヘ.電話番号】　　　11-1111-1111

[3.設計者
(代表となる設計者)

【イ.資格】　　　　　　(1級) 建築士　　　(大臣) 登録第 1111 号

【ロ.氏名】　　　　　　**設 計 花 子**

【ハ.建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (□ □ 県) 知事登録第 1111 号

● ● **達 築 士 事 務 所**

【ニ.郵便番号】　　　〒111-2222

【ホ.所在地】　　　△ △ 市 △ △ 区 △ △ 町 △ - △

【ヘ.電話番号】　　　**03(1111) * * ***

【ト.作成した設計図書】 全ての意匠図

(その他の設計者)

【イ.資格】　　　　　　() 建築士　　　() 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成した設計図書】

【イ.資格】　　　　　　() 建築士　　　() 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成した設計図書】

【イ.資格】　　　　　　() 建築士　　　() 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

第二面

必要書類②

確認済証・確認申請書の写し

【ト、作成した設計図書】

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ、氏名】 無し
【ロ、勤務先】
【ハ、郵便番号】
【ニ、所在地】
【ホ、電話番号】
【ヘ、意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ、氏名】
【ロ、勤務先】
【ハ、郵便番号】
【ニ、所在地】
【ホ、電話番号】
【ヘ、意見を聴いた設計図書】

【イ、氏名】
【ロ、勤務先】
【ハ、郵便番号】
【ニ、所在地】
【ホ、電話番号】
【ヘ、意見を聴いた設計図書】

【イ、氏名】
【ロ、勤務先】
【ハ、郵便番号】
【ニ、所在地】
【ホ、電話番号】
【ヘ、意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ、資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 1111 号
【ロ、氏名】 設計 花子
【ハ、建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (□ 口 県) 知事登録第 1111 号
【ニ、郵便番号】 ○ ○ 建築士事務所
〒111-2222
【ホ、所在地】 △△市△△区△△町△△-△
【ヘ、電話番号】 03 (1111) * * * *
【ト、工事と照合する設計図書】 配置図、平面図、立面図、断面図、構造図、設備図

(その他の工事監理者)

【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ、氏名】
【ハ、建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ、郵便番号】
【ホ、所在地】
【ヘ、電話番号】
【ト、工事と照合する設計図書】

第二面

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項	
【1. 地名地番】	〇〇市〇〇町〇丁目△-△
【2. 住居表示】	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇号
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】 ■都市計画区域内 (■市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) □準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外	
【4. 防火地域】	□防火地域 □準防火地域 ■指定なし
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】	第1種高度地区、法22条地域
【6. 道路】	
【イ、幅員】	6.00M
【ロ、敷地と接している部分の長さ】	9.61M
【7. 敷地面積】	
【イ、敷地面積】	(1) (152.40) () () () (2) () () () ()
【ロ、用途地域等】	(第1種低層住居) () () ()
【ハ、建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(100%) () () ()
【ニ、建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】	(50%) () () ()
【ホ、敷地面積の合計】	(1) 152.40 (2)
【ヘ、敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	100%
【ト、敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	50%
【チ、備考】	
【8. 主要用途】 (区分 08010)	
【9. 工事種別】 ■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替	
【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)	
【イ、建築面積】	(61.27) (0) (61.27)
【ロ、建ぺい率】	40.27%
【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)	
【イ、建築物全体】	(117.58) (0) (117.58)
【ロ、地階の住宅の部分】	() () ()
【ハ、共同住宅の共用の廊下等の部分】	() () ()
【ニ、自動車庫等の部分】	() () (0)
【ホ、住宅の部分】	() () ()
【ヘ、延べ面積】	117.58
【ト、容積率】	77.16%
【12. 建築物の数】	
【イ、申請に係る建築物の数】	1
【ロ、同一敷地内の他の建築物の数】	0
【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)	
【イ、最高高さ】	(8.133) ()
【ロ、階数】	地上 (2) () 地下 (0) ()
【ハ、構造】	木造 一部 造

第三面

必要書類④

契約内容確認シート

請負契約の場合は保険契約申込時に、売買契約の場合は保険証券発行申請時まで「契約内容確認シート」を提出してください。

- ◎契約内容確認シートは、住宅取得者様に保険内容をご確認いただいた後、住宅取得者様及び住宅事業者様が署名又は記名押印し、1枚は当社に提出いただき、その他2枚は住宅取得者様、住宅事業者様にてそれぞれ保管してください。
- ◎ホームページからダウンロードした様式をご利用いただく場合は、記入後の契約内容確認シートを2枚コピーし、1枚は弊社に提出いただき、その他2枚は住宅取得者様、住宅事業者様にてそれぞれ保管してください。

住宅保証機構	
住宅瑕疵担保責任保険（1号保険）／住宅瑕疵担保責任任意保険（2号保険） まもりすまい保険 契約内容確認シート	
この「契約内容確認シート」は、住宅を取得される方（以下、「住宅取得者様」）に、住宅を建設または販売する事業者（以下、「届出事業者」）が加入している住宅保証機構の「まもりすまい保険」の保険内容のうち、重要な項目についてご確認いただくためのものです。 下記1～5についてご確認いただき、署名または記名押印の上ご提出いただきますようお願いいたします。 なお、ご不明な点がございましたら、住宅保証機構までお問い合わせください。	
ご契約確認内容	
1	保険金をお支払いする場合と、保険金をお支払いできない主な場合をご確認いただきましたか
2	保険期間中に瑕疵を発見した場合で、届出事業者が倒産の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合には、住宅取得者様は、補修などに必要な費用を住宅保証機構に請求できることをご確認いただきましたか
3	支払限度額、免責金額についてご確認いただきましたか
4	住宅取得者様と届出事業者との間に、請負契約または売買契約に関する紛争が生じた場合、指定住宅紛争処理機関による紛争処理支援制度を利用できることをご確認いただきましたか
5	本保険契約に付帯される特約の有無および、その概要についてご確認いただきましたか
ご確認のうえチェックをお願いします ★上記1～5の「契約確認内容」をご確認いただきましたか はい ☒	
住宅取得者様確認欄	
(署名または記名押印をお願いします)	
上記内容について確認しました。 XXXX 年 XX 月 XX 日	
共同住宅等の場合は部屋番号	ご署名または記名押印
号室	住宅取得者様名 保険 一郎
届出事業者確認欄	
(署名または記名押印をお願いします)	
この契約内容確認シートに基づき住宅取得者様に確認いただきました。	
事業者 届出番号	申込受付番号
1 0 0 0 X X X X -	
届出事業者名 株式会社まもり建設	担当者名 すまい 太郎
2011062504	

① 住宅取得者様名は、請負契約書の発注者、又は売買契約書の買主の方となります。

必要書類⑤-⑤

基礎の状況に関する資料

木造住宅の場合 に、ご提出ください。
設計図書に次の事項を記載してください。

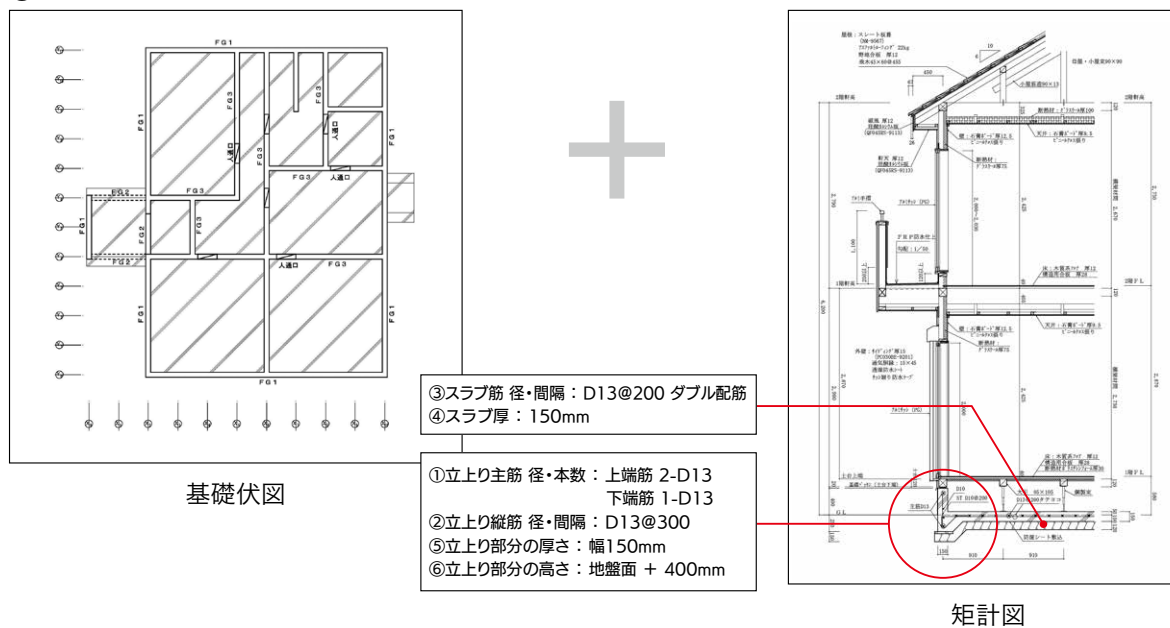
べた基礎の場合	布基礎の場合
①立上り主筋の径、本数	①立上り主筋の径、本数
②立上り縦筋の径、間隔	②立上り縦筋の径、間隔
③スラブ筋の径、間隔	③立上り部分の厚さ
④スラブ厚	④立上り部分の高さ(地盤面より)
⑤立上り部分の厚さ	⑤立上り部分の配置
⑥立上り部分の高さ(地盤面より)	⑥底盤の幅
⑦立上り部分の配置	⑦底盤の補強筋の径、間隔
	⑧底盤の両端部の鉄筋の径

基礎の状況に関する資料の例

以下の例のいずれかを参考に資料作成をお願いいたします。

【例1】基礎伏図を作成し、かつ矩計図に基礎仕様を記載

⑦立上り部分の配置例



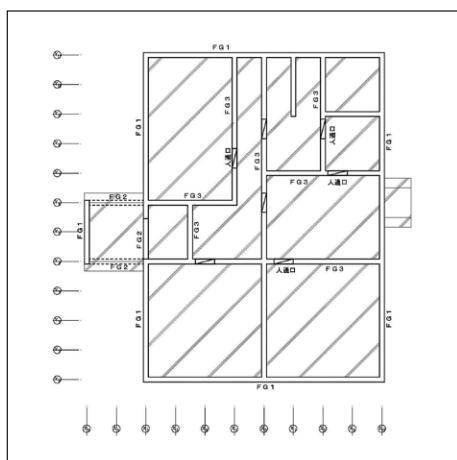
必要書類⑤-⑤

基礎の状況に関する資料

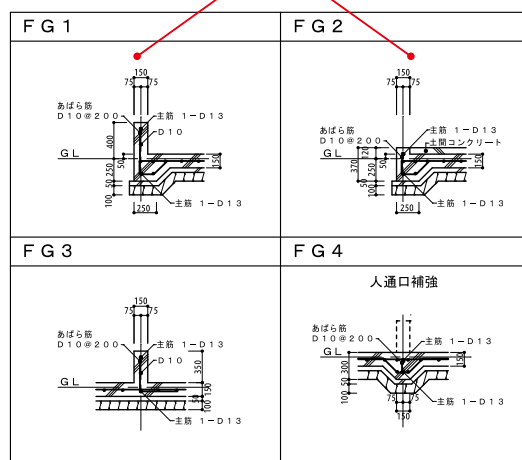
【例2】基礎伏図かつ基礎断面詳細図を作成

- ①立上り主筋 径・本数：上端筋 2-D13、下端筋 1-D13
- ②立上り縦筋 径・間隔：D13@300
- ③スラブ筋 径・間隔：D13@200 ダブル配筋
- ④スラブ厚：150mm
- ⑤立上り部分の厚さ：幅150mm
- ⑥立上り部分の高さ：地盤面 + 400mm

⑦立上り部分の配置例

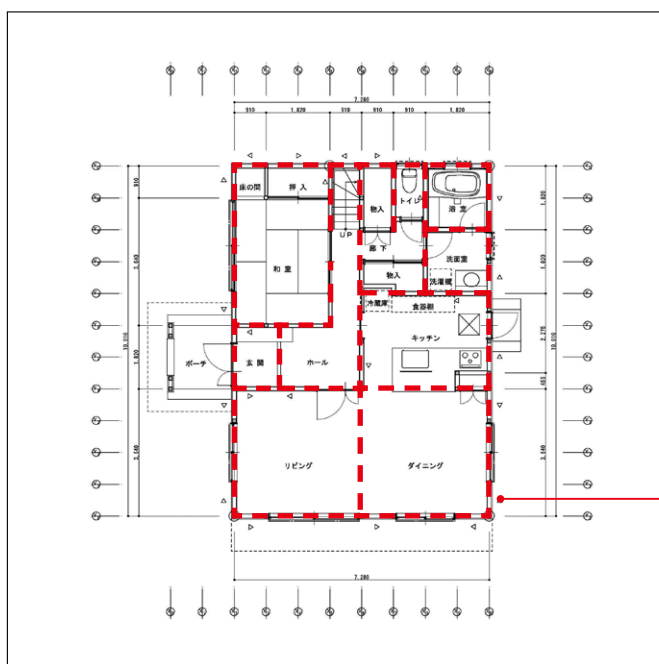


基礎伏図



基礎断面詳細図

【例3】平面図を利用して基礎仕様を記載



平面図

基礎仕様

①立上り主筋 径・本数	上端筋 2-D13 下端筋 1-D13
②立上り縦筋 径・間隔	D13@300
③スラブ筋 径・間隔	D13@200
④スラブ厚	150mm
⑤立上り部分の厚さ	幅150mm
⑥立上り部分の高さ	地盤面 + 400mm
⑦立上り部分の配置	1階平面図に記載

基礎の立上り部分を示す

必要書類⑤-⑥

2階の状況に関する資料

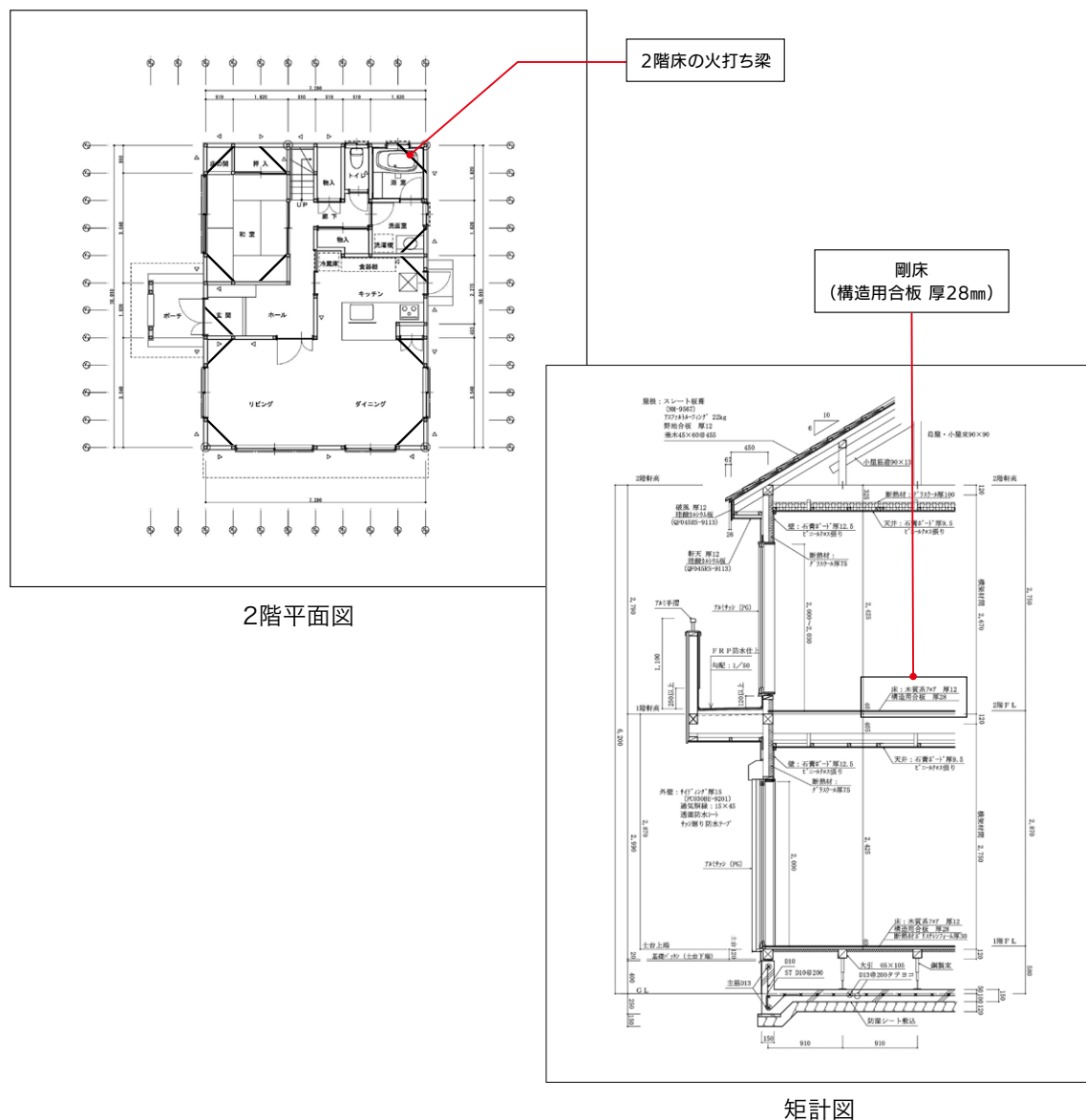
木造住宅の場合 に、下記のいずれかをご提出ください。

床組を剛床等とし火打ち梁を省略する場合は、その旨を矩計図等に記入いただければ、提出不要です。

- 平面図を利用し、2階床の火打ち梁を記載
- 2階床のプレカット図
- 2階の床伏図
- その他火打ち梁を記載した資料
- 建築確認申請に際して、床伏図に代えて仕様表等に必要事項を記載している場合には当該仕様表

2階の状況に関する資料の例

【例】平面図を利用し、2階床の火打ち梁を記載した例



必要書類⑤-⑦ 防水措置の状況に関する資料

設計図書に次の内容を記載してください。

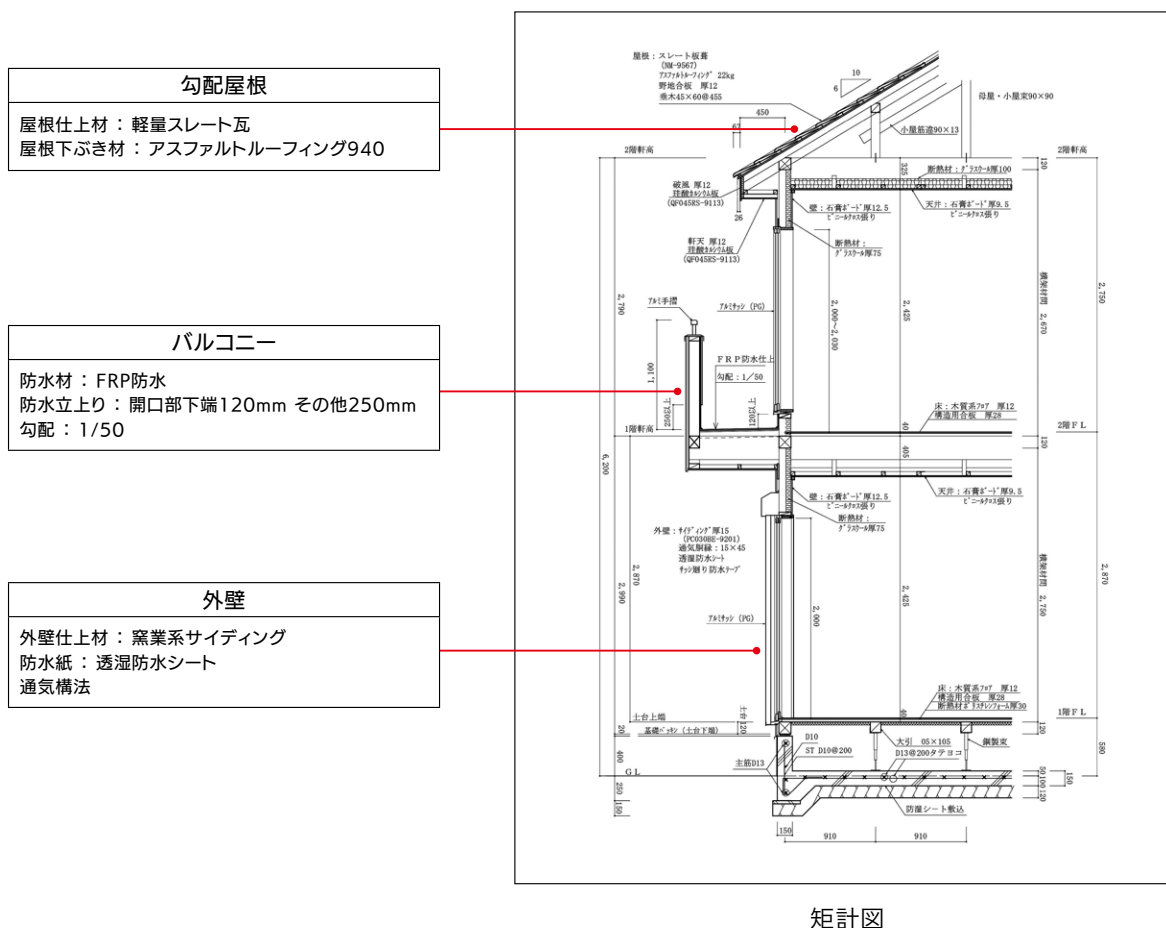
①屋根	
勾配屋根の場合	陸屋根の場合
・ 屋根仕上材 ・ 屋根下ぶき材 ・ 勾配	・ 防水材 ・ 勾配
②外壁	
・ 外壁仕上材 ・ 防水紙(ALCパネル等の場合は仕上塗材) ・ 通気構法の有無	
③バルコニー	
・ 防水材 ・ 勾配 ・ 防水層の立上り高さ	

※トップライトがある場合、メーカー仕様 又は 第3条確認かを記載してください。

防水措置の状況に関する資料の例

以下の例のいずれかを参考に資料作成をお願いいたします。

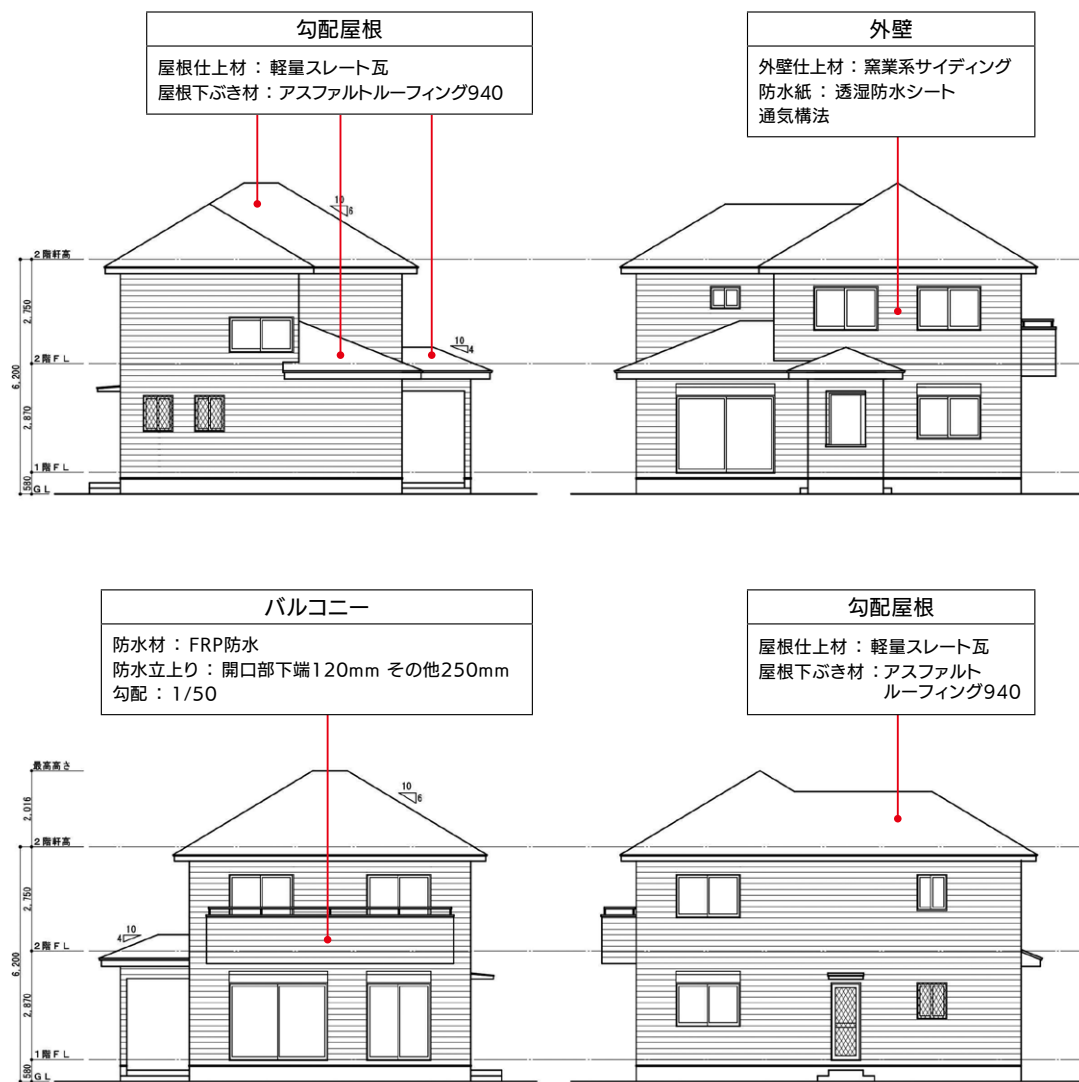
【例1】矩計図を利用し防水仕様を記載



必要書類⑤-⑦ 防水措置の状況に関する資料

防水措置の状況に関する資料の例

【例2】立面図を利用し防水仕様を記載



立面図

必要書類⑤-⑤～⑤-⑦ 参考資料

防水・基礎仕様説明シート（木造住宅用）

「防水・基礎仕様説明シート（木造住宅用）」は、保険契約申込みに必要な設計図書の一部である「⑤-⑤基礎の状況に関する資料」、「⑤-⑥2階の状況に関する資料」、「⑤-⑦防水措置の状況に関する資料」において不足する内容を補足するための資料です。

「防水・基礎仕様説明シート（木造住宅用）」は任意でお使いいただくシートですので、設計図書に必要事項が記載されている場合、提出は不要です。

まもりすまい保険

防水・基礎仕様説明シート（木造住宅用）

住宅保証機構株式会社

防水及び基礎の仕様について、下図の該当仕様の □ にチェック又は数値等を記入し、ご提出ください。
本資料は「まもりすまい保険」申込設計図書の補足資料として取り扱わせて頂きます。

保険契約者名	候まもり建設	事業者届出番号	10000002 — 000
現場所在地	〇〇県〇〇市3-3-3	住宅取得者名	保険 一郎

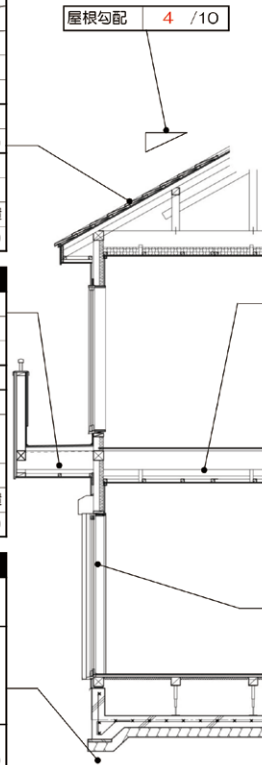
勾配屋根	
屋根葺材の種類	ふき方
☐ 瓦	
☐ スレート系	
☒ 金属系	一文字ぶき
☐ その他	
屋根下葺材	
☒ アスファルトルーフィング940又は同等以上品	
壁面取合の下葺材立上り	
☒ 巻返し長さ250mm、雨押え上端50mm以上	
☐ 基準同等仕様7-①～④の防水・止水措置	
☐ 第3条確認による()	

バルコニー	
バルコニー床仕上材	
☒ FRP防水	
☐ その他 ()	
勾配 (1 / 100)	
防水層の立上り高さ	
☒ サッシ開口部下端120mm以上	
120mm未満の場合 ☒ 防水先施工 (基準同等仕様8)	
☒ 一般部250mm以上	
☐ 基準同等仕様8-①～③の防水・止水措置	
☐ 第3条確認による()	

基礎	
基礎の形式	
☒ べた基礎 ☐ 布基礎	
基礎の高さ	
地上部分より (200) mm	
300mm未満の場合 ☒ 基準同等仕様6-①(犬走など)	
☐ 基準同等仕様6-②(土台の樹種)	
☐ 基準同等仕様6-③(軒の出600mm)	
立上り部分	
厚さ	(150) mm
主筋 径	(2 - D 13)
縦筋 径	(D 13)
間隔	(300) 以下
底盤	
厚さ	(150) mm
鉄筋 径	(D 13)
間隔	(200) 以下
布基礎のみ ベース幅 () mm	

※立上り部分の配置を記載した資料を提出ください。
(基礎伏図等)

屋根勾配 4 / 10



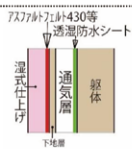
陸屋根	
陸屋根床仕上材	
☐ FRP防水	
☐ その他 ()	
勾配 (/)	
防水層の立上り高さ	
☐ サッシ開口部下端120mm以上	
120mm未満の場合 ☐ 防水先施工 (基準同等仕様8)	
☐ 一般部250mm以上	
☐ 基準同等仕様8-①～③の防水・止水措置	
☐ 第3条確認による()	

床組の構成 (2～3階)	
☒ 剛床工法	
☐ 火打ち材	

※火打ち梁の位置を記載した資料を提出ください。(2階床伏図等)

外壁	
外壁仕上材、防水紙の種類等	
☒ サイディング	
☒ 通気有・透湿防水シート	
☐ モルタル	
☐ 通気無・アパルトメント430同等以上	
☐ 通気有・透湿防水シート※	
☐ ALC等 (メーカーの仕様による)	
☐ 基準 (9条3項) に規定する仕上塗材	
☐ 押出成形セメント板 (厚25mm超)	
☐ 基準 (9条3項) に規定する仕上塗材	
☐ 第3条確認による()	

※モルタル(湿式)仕上げにおける通気構法の注意点
モルタル仕上げにおける通気構法は、施工を間違えると重大な事故を引き起こします。
右図のように、透湿防水シートと下地層の間に、通気網線による通気層を確保するように施工してください。



20210901

必要書類⑧

設計施工基準第3条の確認書の写し

設計施工基準により難しい工法・仕様等の場合 は、当会社から設計施工基準の適用除外の手続き（設計施工基準第3条確認）を受け、保険申込みをする際に「確認書」の写しをご提出ください。



申込書に記入して
頂く番号です。

住保機確認第 21-123 号
〇〇〇〇年〇月〇日

設計施工基準第 3 条に係る確認について

〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 殿

住宅瑕疵担保責任保険法人
住宅保証機構株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇月〇日付けでいただきました「〇〇〇〇工法」に係る申出につきましては、設計施工基準第3条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。つきましては保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
2. 工法または建築材料の概要及び条件
3. 適用地域
4. 適用範囲・部位
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
6. 保険契約申込み手続きのための要件
保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。
7. 適用日
平成 21 年 7 月 1 日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。

※この確認書は「包括3条確認書」のサンプルです。他に物件ごとに発行する「個別3条確認書」があります。

「個別3条確認」の手続きについては、次ページをご確認ください。

『個別3条確認』のご案内

「設計施工基準」は、これまでの事故事例をふまえ、「地盤調査及び基礎」と「雨水の浸入を防止する部分」について、**事故が発生しないよう、特に重要なポイントについて定めたもの**であり、まもりすまい保険をご利用いただく上で**必ずお守りいただかなくてはならない技術基準**です。

ただし、設計施工基準 第3条により、「**設計施工基準と同等の性能が確保されること**」を届出事業者様等からお申し出いただき、弊社にて確認できた場合は、**同基準に適合しない仕様で保険のお申し込みが可能**となります。この手続きを『個別3条確認』といいます。

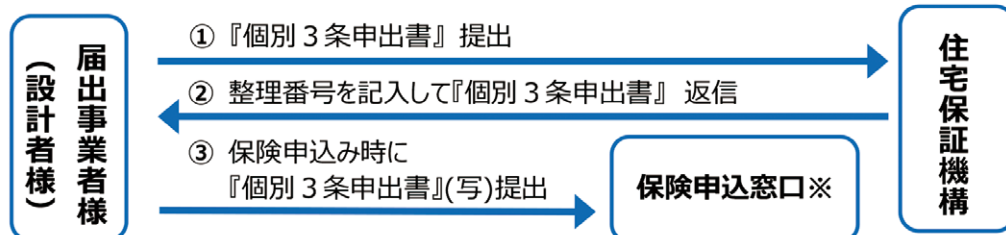
設計施工基準 第3条（本基準により難しい仕様）

- 1 本基準により難しい仕様であっても、当法人が本基準と同等の性能が確保されていると認めた場合は、本基準によらないことができる。

『個別3条確認』の流れ

- 1 弊社ホームページより『**設計施工基準 第3条にかかる申出書（以下『個別3条申出書』）**』をダウンロードし、「設計施工基準」と同等の性能を確保するために施す措置等についてご記入ください
- 2 『**個別3条申出書**』を住宅保証機構(株) 宛に FAX 又はメールにて送付してください
(なお、申込後、現場検査で指摘を受けた場合は、『**指摘内容通知書**』を併せてご送付ください ※)
【送付先】 FAX : 03-3432-0572 / mail : 3jou@mamoris.jp
- 3 弊社にて確認後、『**個別3条申出書**』に整理番号を記入して返信いたします
- 4 『**個別3条申出書**』の「通知欄」の内容を確認し、右下のチェックボックス ☐ 「通知欄の内容について了解しました」にチェックしてください
- 5 保険契約申込時に整理番号が記入された『**個別3条申出書**』の写しを保険申込窓口にご提出ください (添付資料がある場合は併せてご提出ください)

- 通知欄に関するお問合せは弊社（技術管理部技術管理課 03-6435-8865）までお願いします。
- 保険契約申込時に『**個別3条申出書**』のご提出がない場合は、現場検査や保険契約締結に時間がかかる場合がありますので、お手続きはお早めをお願いします。
- お申し出のあった内容（通知欄の内容を含む）の通り設計・施工されていることを現場検査時に確認いたします。



※ 現場検査時に指摘を受けて上記手続きを行った場合は、現場検査員にご提出ください。

MEMO

3 現場検査

1. 現場検査について

現場検査とは、保険契約を申込む住宅の施工状況を、現場検査員が現地で確認するものです。

なお、現場検査時には、申込書に記載された現場検査立会者又は工事監理者の立会いをお願いしております。やむを得ず現場検査立会者又は工事監理者が立ち会えない場合でも、施工状況を十分に把握している方が立ち会ってください。

なお、現場検査内容は、保険付保のために設計施工基準との適合性を確認するもので、建築基準法に定められた中間・完了検査や建築士法に定められた工事監理とは異なります。

現場検査の回数は、建物の階数によって異なります。ただし、建設住宅性能評価を受けた住宅については、現場検査を省略することができます。

※ただし、「防水の施工状況にかかる現場写真」(3枚以上)の提出が必要となります。(→P.32⑦参照)

現場検査の回数及び時期

建物階数 (地階を含む)	現場検査回数	現場検査時期	
3階以下	2回	1回目	基礎配筋工事完了時
		2回目	木造 屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事完了時
			RC・SRC・CB造 屋根版配筋工事完了時
			S造 屋根工事完了時から鉄骨耐火被覆直前の工事完了時 (耐火被覆がない場合は外壁の断熱直前の工事完了時)
4階以上	3回以上	1回目	基礎配筋工事完了時
		2回目	木造 躯体工事完了時から屋根防水工事直前の工事完了時
			RC・SRC・CB造 中間階床配筋工事完了時 ※1
			S造 中間階床躯体工事完了時 ※1
		3回目	屋根防水工事完了時

※1 中間階とは、最下階から数えて2つ目の階及び3に7の自然倍数を加えた階をいいます。例えば、地階が無い場合は2階の床躯体工事完了時(地下1階がある場合は2回目は1階床)、3回目以降は、10階、17階、24階、31階…と、7階毎に現場検査を行います。

※2 離島における戸建住宅の1回目現場検査は、原則、書類審査により行わせていただきます。

防水オプション検査 ※建物階数3以下(地階を含む)

ご希望により、2回の現場検査の他に、防水に係わる検査を追加できます。

【実施時期】 外壁の防水下地工事完了時から外壁材の施工完了時までの間

※防水オプション検査の費用はお問い合わせください。

現場検査の日程調整

「保険契約申込書」に各工事の「工事完了予定日（現場検査希望日）」を記入してください。予定日が近づいてきたら（概ね7日前まで）現場検査員又は現場検査実施機関より、現場検査日時について確認のご連絡をいたします。

現場検査日の調整の際は、現場の進捗状況を正確に把握した上でお願いいたします。

現場検査員が、現場に向かった際に現場検査の工程に到達していないと検査が実施できない場合があります。

なお、工事の進捗状況により、申込書に記入した「工事完了予定日」が大きく変更となる場合には、速やかに現場検査員又は現場検査実施機関に連絡をとり、調整を行ってください。

現場検査の立会い

現場検査時に施工状況等に関するヒアリングを行いますので、施工状況を十分に把握している方のお立会をお願いします。

原則として、保険契約申込書に記入された現場検査立会者又は工事監理者が立会ってください。

現場検査を円滑に進めるために

現場検査時に、現場検査員より「工事写真」「工事監理記録」「材料の納品書」等の書類の提示をお願いする場合があります。機構で定めている施工報告書をご準備いただけますと、現場検査を円滑に進められますのでご活用ください。

オンラインサービス

「現場検査結果報告書」「合格通知書」を住宅取得者さまにお渡しできます。

現場検査員が撮影した施工状況写真や「合格通知書」のほか現場検査の方法や内容の説明等が掲載された「現場検査結果報告書」の閲覧・印刷が可能です。

お引渡しの時の書類や営業ツールの一部として、また、住宅ローンの中間資金実行のための証明書として活用できます。

現場検査結果報告書のイメージ



4 保険証券発行の申請

保険証券の発行の申請手続き

住宅の建設工事が完了し、住宅取得者様への引渡日（分譲共同住宅等の場合は、保険申込をしている住戸のうち初回の引渡日）が決まったら、「保険証券発行申請」を行ってください。「保険証券発行申請」を行わないと保険契約締結がなされませんので十分ご注意ください。

「保険証券」は、保険法人である当社が、保険契約者である届出事業者様に発行するものです。保険金請求時や住宅瑕疵担保履行法の基準日（3/31）における保険付保状況の報告の際に必要ですので、届出事業者様が大切に保管してください。

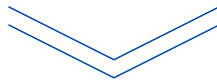
1 申請書類の提出

現場検査に合格した住宅の建設工事が完了し、住宅取得者様への引渡日が決定しましたら、保険証券発行申請を行ってください。書類は、メール（ohwmadoguchi@mamoris.jp）またはFax（03-5733-5380）で当社へご提出ください。

また、保険証券発行申請後に当社より発行する保険証券は、保険契約締結の証とするものです。保険申込内容の変更（保険金額、保険の種類の変更等）が生じた場合は、必ず保険証券発行申請までに変更手続きを行ってください。

※売買契約の場合で引渡日が建設工事完了の日から1年を超えた場合、保険の種類が次のとおり変わる場合がありますのでご注意ください。

- ・売買契約日が、建設工事完了の日から1年以内の分譲住宅等は1号保険となります。
- ・売買契約日と引渡日が、建設工事完了日から1年超2年以内になされた一戸建住宅は2号保険となります。



2 「保険証券」の交付

保険証券発行申請を行うと、当社から届出事業者様に「保険証券」及び事業者様が住宅取得者様にお渡しする「保険付保証明書」等が発行されます。保険期間が確定し、保険証券が発行されることにより保険契約締結となります。分譲共同住宅等の場合は、保険証券は1棟につき1通としますが、住宅取得者様に対し「保険付保証明書」等は、保険付保戸数分お渡しします。

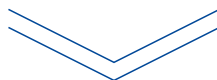
届出事業者様は、住宅取得者様への引渡しの際、「保険付保証明書」をお渡しください。

※「保険約款」及び「契約内容のご案内（住宅取得者様用）」は、ダウンロードにてご確認ください。

※保険契約の申込を書類申請で行った場合でも、オンラインサービス利用申込をしている場合は、保険証券及び保険付保証明書のオンライン発行を利用することが可能です。

保険証券等のオンライン発行ご希望される場合は、郵送がありませんので発行までにかかる日数が短縮されます。保険証券発行申請後、当社の手続きが完了次第、オンライン発行のお知らせを指定のメールアドレスに送信します。

※書類申請の場合は、申請から発行までに一週間から10日程度かかります。



3 保険証券発行後の引渡住戸について（分譲共同住宅等の場合）

分譲共同住宅等の場合で、保険証券発行申請時に全住戸の住宅取得者様が決定していない場合は、未入居の住戸の住宅取得者様が決定したら、「共同住宅等引渡し住戸通知書」、「売買契約書（写）」及び「契約内容確認シート」を提出し、保険付保証明書の発行申請を行ってください。

提出いただいた都度、住宅取得者様にお渡しする「保険付保証明書」を発行します。

▶P35へ

保険証券の発行に必要な書類

(◎必須 ○該当する場合必須)

		提出書類	備考
①	◎	保険証券発行申請書 ▶P33へ	
②	○	共同住宅等引渡し住戸通知書 ▶P35へ	分譲共同住宅の場合に、提出してください。
③	○	保険契約申込事項変更届 ▶P36へ	保険証券発行申請書の記載事項以外に変更事項がある場合に、提出してください。 原則として、保険契約締結後に申込事項の変更はできませんのでご注意ください。
④	○	売買契約書(写)	分譲住宅の場合に、提出してください。
⑤	○	契約内容確認シート ▶P19へ	保険契約申込時にご提出いただいている場合は、不要です。
(建設住宅性能評価住宅の場合)			
⑥	○	建設住宅性能評価書(写)※	評価機関が発行する各住戸の評価書交付番号及び交付年月日が確認できる一覧表(写)が添付できる場合は、建設住宅性能評価書(写)の提出は不要です。
⑦	○	防水の施工状況にかかる現場写真(3枚以上)	○全景1枚を必須、その他屋根・壁・バルコニーに関する部位を2枚以上ご提出ください。 (詳しい撮影部位の例については当社ホームページをご覧ください。) ○写真を添付する台紙は任意書式(申込受付番号を記入してください。)となりますが、ひな形をホームページに掲載しております。 ○当社の防水オプション検査を受けている場合は提出不要です。

※ ⑥の建設住宅性能評価書(写)の提出ができない場合

建設住宅性能評価を取得予定で全ての検査合格後に建設住宅性能評価書の取得を取り下げた場合は、建設住宅性能評価書(写)に代わる確認書類として、竣工時の検査報告書(写)(竣工時の検査報告書の表紙(1枚目)の写し(第十号様式(第6条関係))の提出に代えることができます。この場合、建設評価住宅としての保険料の割引は適用されなくなり、保険料割引分の追徴が発生しますのでご注意ください。

保険契約の取下げ・解約

保険契約締結までの間に保険申込の取下げを行う場合は、原則として、保険料及び現場検査手数料について、それまでに要した費用を控除して返戻します。手続きや料金の詳細については、申込された「保険契約申込受理証」に記載されている保険申込受付窓口にお問い合わせください。

なお、保険契約締結後の変更及び解約については、当社にお問合せください。

必要書類①

保険証券発行申請書

必須!

まもりすまい保険
保険証券発行申請書

住宅保証機構株式会社

住宅瑕疵担保責任保険
住宅瑕疵担保責任任意保険

住宅保証機構株式会社御中

「保険契約申込書」により、保険契約の申込みを行った以下の住宅の引渡日が決定しましたので、保険証券の発行を申請します。

1	申込受付番号	30000000	2	保険証券発行申請日	20 25 年 3 月 10 日
3	保険種類	☒ 住宅瑕疵担保責任保険（1号） ☐ 住宅瑕疵担保責任任意保険（2号）			
4	氏名または商号	株式会社まもり建設			
	代表者名	代表取締役 すまい太郎			
	事業者届出番号	1000XXXX	-		
5	工事完了日	20 25 年 2 月 25 日	6	売買契約日	20 年 月 日
8	保険対象住宅住所（住居表示）	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇			
9	住宅取得者	保険 太郎 保険 花子			
10	住宅取得者住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇			
11	申請担当者	住所 〇〇県〇〇市〇〇町XX	緊急連絡先	000-000-0000	
		所属 〇〇課	FAX	000-000-0000	
	保険証券送付先（※）	☒ 申請担当者 ☐ 保険契約申込者（代表者）			
添付書類	☐ 保険契約申込事項変更届 ☐ 売買契約書（写） ☐ 保険契約内容確認シート ☐ 共同住宅等引渡住戸通知書 ☐ 建設住宅性能評価書（写） ☐ 現場写真（3枚以上）				

【書類送付先】

住宅保証機構株式会社 事務センター
 ■メールアドレス ohwmadoguchi@mamoris.jp
 ■FAX 03-5733-5380

- 1 「保険契約申込書」の内容と変更がある場合は、「保険契約申込事項変更届」を提出してください。保険料は、「保険契約申込受理証」に記載の額となりますが、変更内容によっては保険料の差額をお支払いいただくか、お返しすることがあります。
 2 保険証券の発行は、現場検査に合格し、かつ、住宅の完成を確認の上で行います。また、保険料未収の場合は保険証券を発行できませんのでご注意ください。

住宅保証機構確認欄	保険募集人	氏名	No.	受付印
備考				

202504

*申請書の記入事項を訂正する場合は二重線を引いて訂正してください。

保険証券発行申請を忘れずに

住宅の建設工事が完了し、住宅取得者様への引渡日が決定したら、当社へ保険証券発行申請を行ってください。『保険証券』が発行されないと保険契約が締結されませんので、十分ご注意ください。

記入上の注意事項

- 1 『保険契約申込受理証』に記載された申込受付番号をご記入ください。
- 2 申請書を提出する日をご記入ください。
※保険証券の発行には、申請後1週間から10日程度かかりますので、日にちの余裕を持ってご提出いただくようお願いいたします。
- 3 1号：建設業者（請負契約）で住宅取得者が宅建業者以外の場合。
宅建業者（売買契約）で住宅取得者が宅建業者以外かつ売買契約日が工事完了日から1年以内の場合。
2号：上記以外の場合
- 4 氏名・商号(会社名)及び代表者名をご記入ください。
- 5 住宅の本体工事の全工程が完了した日をご記入ください。
- 6 ・一戸建住宅又は、賃貸共同住宅等(区分所有されず1棟引渡となる共同住宅)で売買契約を締結される場合に売買契約日を記入してください。
・請負契約の場合は記入不要です。
・区分所有となる共同住宅の場合「共同住宅等引渡住戸通知書」に各住戸の売買契約日を記入してください。
- POINT 7 住宅取得者に住宅を引き渡す日(分譲共同住宅等の場合は、最初の引渡日)をご記入ください。引渡日は保険開始日となります。お間違えのないようご注意ください。
- 8 住居表示が確定している場合、住居表示をご記入ください。(保険契約申込時は地名・地番のみご記入いただいている場合でも、別途変更届は必要ありません。)
- 9 ・住宅取得者が複数の場合は、全ての住宅取得者名をご記入ください。
(売買契約書又は請負契約書に記載されている方全てとなります。)
・分譲共同住宅等で引渡しが決めている住宅取得者様については、「共同住宅等引渡住戸通知書」にご記入ください。
- 10 住宅取得者住所は、賃貸住宅や投資用住宅など住宅取得者様が申請住宅と異なる場所に居住する場合のみご記入ください。
- 11 保険証券の送付先を選択してください。

必要書類②

共同住宅等引渡し住戸通知書

※分譲共同住宅の場合、必ず提出してください。

保険証券発行申請時に全住戸の住宅取得者が決定していない場合は、未入居の住戸の住宅取得者が決定したら、下記の書式に「売買契約書(写)」及び「契約内容確認シート」を添付し、当社に提出してください。

まもりすまい保険 共同住宅等引渡し住戸通知書

住宅保証機構株式会社
住宅瑕疵担保責任保険
住宅瑕疵担保責任任意保険

住宅保証機構株式会社 御中

下記保険申込住宅について住戸の引渡日が決まりましたので通知します。

申込受付番号 30011001 申請日 20 16 年 4 月 10 日

保 険 契 約 者 氏名または商号 (株)まもり建設
代表取締役 すまい太郎
事業者届出番号 10011001

申請住戸 保険付保戸数 (換算住宅含む) 17 戸 引渡し住戸通知戸数 (今回分) 3 戸 工事完了の日 20 16 年 3 月 1 日
添付書類 ☐ 保険契約内容確認シート ☒ 売買契約書(写)
☐ 建設住宅性能評価書(写)又は一覧表 ※住宅性能表示制度における建設住宅性能評価利用の場合

部屋番号	住宅取得者	住宅建物取引業者	保険の種類 1号 2号	売買契約日	住宅引渡し日	評価書交付番号 (建設住宅性能評価利用の場合)
1	101	〇〇 〇〇	☐ ☒	20 16 年 3 月 1 日	20 16 年 4 月 1 日	
2	201	〇〇 〇〇	☐ ☒	20 16 年 3 月 1 日	20 16 年 4 月 1 日	
3	202	〇〇 〇〇	☐ ☒	20 16 年 3 月 1 日	20 16 年 4 月 1 日	
4			☐ ☐	20 年 月 日	20 年 月 日	
5			☐ ☐	20 年 月 日	20 年 月 日	
6			☐ ☐	20 年 月 日	20 年 月 日	
7			☐ ☐	20 年 月 日	20 年 月 日	
8			☐ ☐	20 年 月 日	20 年 月 日	
9			☐ ☐	20 年 月 日	20 年 月 日	
10			☐ ☐	20 年 月 日	20 年 月 日	
11			☐ ☐	20 年 月 日	20 年 月 日	
12			☐ ☐	20 年 月 日	20 年 月 日	
13			☐ ☐	20 年 月 日	20 年 月 日	
14			☐ ☐	20 年 月 日	20 年 月 日	
15			☐ ☐	20 年 月 日	20 年 月 日	

留意事項

- 本通知書に基づき、保険証券(共同住宅等引渡し住戸通知書)及び保険付保明細書を発行します。保険付保住宅(非居住用部分に保険を付保する場合は、当該部分も含みます。)の引渡日が決定したら、保険証券発行申請書と併せて事務機関にご提出ください。保険証券発行申請時に全住戸の住宅取得者が決定していない場合は、後住戸の住宅取得者が決定したら、その都度、本通知書を事務機関に提出してください。
- 住宅取得者を特定するため、部屋番号は必ず記入してください。非居住用部分等の部屋番号がない部分は、他の部屋番号と重複しない番号を採番してください。
- 住宅取得者が法人で、その法人が宅地建物取引業者に該当する場合は、宅地建物取引業者及び保険の種類2号欄にチェックして下さい。
- 保険の種類(1号又は2号)のどちらかにチェックをして下さい。
1号：住宅瑕疵担保責任保険(工事完了の日から1年以内、宅地建物取引業者以外に引渡された住戸、売買契約された住戸に適用されます。
非居住用部分の賃貸住宅戸数は除きます。)
2号：住宅瑕疵担保責任任意保険(1号以外のものをいいます。)
※ 各保険の内容については、重要事項説明書や保険約款をご参照ください。
- 売買契約書は、売買契約日、住居名称及び売主・買主双方の記名・押印がされているページの写しを必ず添付してください。
- 建設住宅性能評価住宅の場合は、評価書交付番号を明記し、建設住宅性能評価書(評価書交付番号が記載されているページの写)を添付してください。評価機関が発行する各住戸の評価書交付番号が確認できる一覧表(写)を添付する場合は、評価書交付番号に「別紙のとおり」と記載してください(この場合は、建設住宅性能評価書の写しは不要です。)
- 住戸数が多い場合は、当該通知書を複数枚に提出してください。

部屋番号	住宅取得者	住宅建物取引業者	保険の種類 1号 2号	売買契約日	住宅引渡し日	評価書交付番号 (建設住宅性能評価利用の場合)
記入例 1001	住宅太郎	☐ ☒	☐ ☐	20 21 年 6 月 15 日	20 21 年 9 月 10 日	0000-01-2008-0-0-00001
1002	株式会社不動産	☒ ☐	☐ ☒	20 21 年 7 月 1 日	20 21 年 9 月 30 日	0000-01-2008-0-0-00002

受付内容 保険募集人 氏名 N O
備考
事務機関使用欄 住宅保証機構確認欄
201602

必要書類③

保険契約申込事項変更届

※保険証券発行申請書の記載事項以外に変更事項がある場合、必ず提出してください。

住宅保証機構株式会社 【共通書式】				
保険契約申込事項変更届 住宅保証機構株式会社 御中 「保険契約申込書」により、保険契約の申込みを行った以下の住宅について、申込事項の変更を申請します。				
変更申請日	2016年5月1日			
申込受付番号	30011001			
サービス名称	☐ まもりすまい保険 ☐ まもりすまいリフォーム保険 ☐ まもりすまい既存保険（宅建先主型/仲介業者保証型） ☐ まもりすまい既存保険（検査機関保証型） ☐ まもりすまい大規模修繕かし保険 ☐ まもりすまい延長保険 ☐ 地盤保証制度			
保険契約申込者	氏名または商号 代表者名	(株) まもり建設 代表取締役 すまい太郎		
	事業者届出番号	10011001	-	
	住所	〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町2-2-2		緊急連絡先 080-0000-0000
	申込担当者	所属 〇〇課	氏名 すまい一雄	FAX 03-0000-0000
申請住宅	現場所在地	〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町3-3-3		
	フリガナ 住宅取得者	フリガナ ホケン イチロウ ホケン ハナコ 保険 一郎・保険 花子		
	住宅の種類	☒ 一戸建住宅 ☐ 共同住宅等	工事進行状況 (具体的に記入)	竣工前
	変更事項	変更前 床面積 120㎡ ↓ 変更後 床面積 118㎡ 変更理由 (具体的に記入) 設計変更 添付書類 (具体的に記入) 平面図・立面図		
留意事項	1 本書面による保険契約申込者の変更は出来ません。 転売等により保険契約申込者が増える場合は、別途承継等の手続きが必要です。 2 変更届の対象となる項目は、現場情報の他、保険料の算定根拠となる床面積、保険限度額、建築工事費、請負金額、建設住宅性能評価、団地申込及び団体等に関するものとします。 共同住宅等の場合は、耐火建築物、保険付保割合に関するものも対象となります。			
受付内容	事務機関名 保険募集人	氏名	No.	事務機関使用欄 住宅保証機構使用欄
	備考			

2021/10/1

住宅瑕疵担保責任保険法人
住宅保証機構株式会社

〒105-0011
東京都港区芝公園 3-1-38 芝公園三丁目ビル